

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3085号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



ひまわり畑 (新潟県津南町)

コラム

「6分の1」のハードル

東京大学名誉教授 大森 彌

彌

高知県大川村は、一時、「住民総会」設置の可否を検討しはじめて全国から注目を集めた。村議選の立候補者が定数の6人に満たず、1人欠員が出れば再選挙となること、さらに当選者が不足して選挙を繰り返すことになれば村政が停滞しかねないことを懸念したからであった。村は、自分たちでできる対策を検討し、「議員の兼業禁止を明確にする条例」の制定に漕ぎ着け、これに基づいて、村長が、議員と他の仕事を掛け持った人が立候補しやしないよう議員の兼業制限に該当しない村内の公益的な法人を公表した。

こうして取組が村民の議会への関心を高めたとみられ、去る4月の村議選は、無投票だった前回から一転して選挙戦となった。現職4人と新人3人、計7人が立候補し、新人はすべて当選した。その1人は、兼業可能な法人の幹部を辞任したが、兼業できない法人については役職に就いたまま出馬した。本気になって住民の関心を喚起すれば定員割れを起こさないですむといえるかもしれない。

自治体の首長選挙で無投票当選ということはあるが、一人の立候補者もないということはまずない。自治体議員の選挙でも無投票当選になることはあるが、それには3つの場合がある。第1は立候補者数が議員定数と同じ場合で、定数は確保できているから議会は成立する。第2は、立候補者数が議員定数を下回り、欠員が生じているが、その比率が定数の6分の1以下の場合で議会は成立する。第3は、欠員の比率が定数の6分の1以上の場合で、欠員の補充選挙を行わなければ議会は成立しない。

公職選挙法によって、立候補者の不足数が議員定数の6分の1を超えた場合、不足分の選挙を5日以内に行わなければならない。問題は、この6分の1のハードルを超えられるかどうかである。これが議会成立の最低限の条件だからである。

立候補者が選挙戦で有権者に支持を訴え、投票の結果、当選したというものは有権者の明示的な信任を得たということである。無投票当選では、この信任が不明になる。それでも、議員を選挙で選ぶ目的が議会の成立させることであるから、無投票当選でも、必要な議員数が確保できれば、ひとまず議会は始動できる。

写真キャプション

津南町の町花である向日葵が畑の中に50万本も咲く「ひまわり広場」は、3つの畑で開花期をずらして植えてあるので、長い期間見頃が続くのが特徴。今年は7月26日～8月18日が開園期間で、多数のイベントが開催予定。毎年多くの人が一面のひまわり畑を見に訪れる。

もくじ

- 政策 ふるさと納税に係る指定制度の創設及び総務大臣の指定について
総務省 自治税務局 市町村税課 課長補佐 吉井 俊弥 … (2)
- フォーラム 廃校の学舎を都市と農村の交流拠点に
～遊休施設の利活用～=千葉県鋸南町…………… (6)
- 情報 新任都道府県町村会長の略歴…………… (9)
- 情報 町村ご当地キャラじまん…………… (10)
- 随想 ふる里の来し方と明日を見つめて…茨城県河内町長 雑賀 正光… (11)

ふるさと納税に係る指定制度の創設及び 総務大臣の指定について

総務省 自治税務局 市町村税課 課長補佐
吉井 俊 弥

平成31年1月に開会した第198回通常国会において地方税法が改正され、ふるさと納税について新たに指定制度が創設されることとなった。また、令和元年5月14日、総務大臣は、6月1日から施行される指定制度下においてふるさと納税の対象となる団体を指定した。以下、今般のふるさと納税の制度見直しの概要及び総務大臣による指定の内容について紹介する。

1 ふるさと納税に係る制度見直しの概要

(1)制度の趣旨と制度見直しに至る経緯
ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝や応援の気持ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を自分の意思で決めることができる制度である。法制度としては、税制上の寄附金控除の仕組みを活用して、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、当該寄附金のうち、2,000円を超える額について、所得税の所得控除及び個人住民税の10%の税額控除に特例控除額を上乗せすることによって、原則として、2,000円を除いた寄附金額の全額を控除することとするものである。

これにより、実質2,000円の負担で納税先の選択を可能とするものであり、住所地の地方団体へ納税すべき個人住民税の一部を寄附先の団体に実質的に移転させる効果を持つ仕組みであることから、「ふるさと『納税』」という通称を用いている。

平成20年度税制改正によって創設されて以来、国民の間に徐々に浸透し、ふるさと納税の受入額・受入件数は着実に増加してきた。

しかしながら、近年、地方団体間においていわゆる返礼品競争が過熱し、制度の運用の実態が、本来の制度趣旨から逸脱しているとの指摘が行われるようになった。

こうした状況を踏まえ、長い期間にわたって、総務省は、過度な返礼品を

送付する地方団体に対して度重なる見直しの要請をしてきたが、一部の地方団体が過度な返礼品を送付し多額の寄附金を集める状態が続いたことから、制度の健全な発展を図るため、今般地方税法を改正し、募集を適正に行う地方団体として総務大臣が指定する地方団体がふるさと納税の対象となるよう、制度の見直しを行うこととなった。

(2)指定制度の基本的枠組みと指定基準
今般の制度見直し前は、地方団体に對する寄附金は全てふるさと納税の對象であり、地方団体に対して寄附金を支出した納税義務者は、寄附金額のうち2千円を超える額について、一定限度まで、全額税負担が軽減されることとされていた。

見直し後においては、ふるさと納税の對象となる地方団体を、総務大臣が、地方財政審議会の意見を聴いた上で指定することとなり、指定を受けない地方団体に対する寄附金は、ふるさと納税の對象外となることとなった。

ふるさと納税の指定制度は、制度趣旨を踏まえて地域活性化に取り組みる地方団体を支援するための仕組みであっ

て、法律の規定に基づき支援対象として相応しい地方団体が適合すべき基準として、①募集適正実施基準、②返礼品割合3割以下基準、③地場産品基準の三つの基準を定めている。

総務大臣による指定を受けるためには、返礼品を提供しない場合には①の基準、返礼品を提供する場合には①、②、③全ての基準に適合する必要がある。指定を受ける時点のみならず、指定を受けている期間を通じてこれらの基準に適合している必要がある。いずれかの基準に適合しなくなったと認められるときには、指定が取り消されることとなるので、十分な留意が必要である。

それぞれの基準のより具体的な内容については、総務大臣に委任されており、平成31年4月1日に総務省告示(指定基準告示)が定められている。

①募集適正実施基準

寄附金の募集の適正な実施に係る基準として、三つの内容が定められており、いずれにも該当する必要がある。

一つ目は、「制度趣旨に沿った募集を行うこと」である。不当な方法での募集、返礼品を強調した宣伝広告、HPや各種媒体における不適切な表現を用いた情報提供等、寄附者の自主的な選択を阻害するような取組を行ってはならない。

二つ目は、「募集に係る経費総額を寄附受入額の5割以下とすること」で

政 策

ある。地域を応援したいという納税者の思いに添えるためには、寄附金のうち少なくとも半分以上が直接的に寄附先の地域の活性化のために活用されるべきであり、各年度単位で、返礼品の調達や送付、広告等の全ての経費の総額を、寄附受入額の半分以上とすることを求めている。

三つ目は、「他団体に多大な影響を与えようとする募集を行い、著しく多額の寄附金を受領していないこと」である。制度見直しが見え可能となった平成30年11月以降、全国の多くの地方団体が財源確保に苦しみつつも、ふるさと納税について良識のある対応を取っていたにいたる中において、一部の団体が、制度のすき間を狙って趣旨に反する返礼品によって多額の寄附金を集めようとする振る舞いは、公平な制度運用を阻害し、他の地方団体の理解を得ることは出来ないと考えている。

② 返礼品割合3割以下基準

寄附者に対して返礼品を提供する場合には、返礼品の調達に要する費用の割合を寄附金額に対して3割以下とすることを求めている。

返礼品割合については、平成29年4月の総務大臣通知を発出する際に検討したものであり、ふるさと納税の募集に際して、過度な返礼品を提供せず平均的な取組を行っていると考えられる地方団体における返礼品割合が概ね3割であったこと等を踏まえ、「少なくとも

3割以下」という基準を設定した。その後、累次にわたり、返礼品割合を3割以下とするよう、地方団体に対して良識のある対応を要請してきた結果、ほとんどの地方団体の返礼品割合が3割以下となった。

また、それに加えて、先述のとおり、地域を応援したいという納税者の思いに添えるためには、寄附金のうち少なくとも半分以上が直接的に寄附先の地域の活性化のために活用されるべきであるという考えの下、返礼品の調達以外の送付料や広告料等の費用が平均で2割弱であることを踏まえ、返礼品割合3割以下という基準を設定している。

返礼品割合については、一定期間における通算で調達経費を3割以下にすれば良いものではなく、一件一件の寄附に対するそれぞれの返礼品の返礼品割合を3割以下にする必要がある。返礼品割合を計算するいわゆる分子となる調達経費は、返礼品の原価や小売定価ではなく、実際に地方団体が当該返礼品の調達のために支出する額である。

③ 地場産品基準

地方団体が返礼品を提供する場合には、返礼品を「地場産品」とすることを求めている。

ふるさと納税は、住所地団体へ納税をする個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる制度であることから、その寄附金の使い道にも高い公益性が求められる。したがって、受け

取った寄附金を最大限その地域の活性化のために用いるべきであり、これを踏まえれば、返礼品そのものが当該地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが求められる。また、返礼品の提供は、寄附を集める手段としてではなく、寄附を行った方に対する御礼の意を示すことを趣旨として行われるものであることを踏まえれば、当該地方団体のものを御礼の品とすることが適切であると考えられる。

「地場産品」の具体的な範囲については、全国の地方団体に対して意見照会を行った結果を踏まえ、地域資源を最大限活用し、地域経済を活性化しようとする創意工夫を行う地方団体の取組ができる限り反映した。例えば、区域内において原材料の生産から最終加工まで全ての工程が行われていないとしても、「原材料の主要な部分が生産されたもの」や、「主要な工程を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」については、基準に適合することとなる。また、近隣の複数市町村が共通の返礼品を取り扱う場合や、県が音頭を取って県内市町村と連携し共通の返礼品を取り扱う場合等においても、基準に適合することとしている。

区域内にめばしい特産品がないといった声も聞かれるが、この基準の下で、近隣市町村との連携を進めるこ

とや、新たな地域資源を発掘すること等、それぞれに創意工夫を凝らし、地域活性化に向けた取組を進めていただくことが期待される。

2 総務大臣指定に係る地方団体からの申出書の提出状況

総務大臣による指定を受けようとする地方団体は、寄附金の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書に、各指定基準に適合していることを証する書類を添付して、総務大臣に提出しなければならないこととされている。

指定制度が施行される令和元年6月1日以降の指定に係る申出については、平成31年4月1日から同月10日までを申出期間としていたところ、東京都以外の全地方団体(46道府県及び1,741市区町村の合計1,787団体)から申出書が提出された。

その後、総務省において、6月1日の施行に向けて、各地方団体から提出された申出書と添付書類の内容について事務的な精査を行うとともに、地方団体からの説明を直接お伺いすること等を通じて、各指定基準に適合すること認められるかどうかについて、慎重な検討が行われた。

3 総務大臣の指定

令和元年5月14日、総務大臣は、6月1日以降においてふるさと納税の対

政 策

象となる地方団体を指定し、公表した。地方財政審議会の意見を踏まえ、申出書の提出のあった1、787団体のうち、指定基準に適合すると認められる地方団体として、1、783団体が指定された。

申出書の提出があった地方団体のうち、静岡県小山町、大阪府泉佐野市、和歌山県高野町、佐賀県みやき町の4団体については、今回不指定となった。

当該4団体は、いずれも、

・昨年11月以降も継続して「返礼割合3割超」かつ「地場産品以外」の返礼品を提供し、更に、11月以降にいわゆる金券類を新たに返礼品に追加して募集を行った地方団体であつて、こうした制度趣旨に反する方法によつて、昨年11月から本年3月までの間に、50億円を上回る額を集めた

地方団体

であり、指定基準における「(前略)趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすようなふるさと納税の募集を行い、当該趣旨に沿った方法によるふるさと納税の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額のふるさと納税を受領した地方団体でないこと。」との規定等に適合しないものと判断された。

指定した地方団体の指定対象期間は原則として令和元年6月1日から令和2年9月30日までの1年4ヶ月間であるが、「返礼割合3割超」又は「地場

産品以外」の返礼品により2億円以上の寄附金を受け入れた43団体については、指定対象期間が4ヶ月となった。当該43団体には、制度の健全な運用をより確実なものとするため、再度、本年7月に10月以降の1年間の指定を受けるための申出をしても行うこととし、新制度下における実際の取組状況等を踏まえ、指定を継続して行うことの適否を改めて判断することとされた。



(1)今後のスケジュール

今回、1年4ヶ月間の指定を受けた地方団体については、来年（令和2年度）7月に、次の対象期間（1年）の指定に係る申出書の提出が必要となる。

一方、当初の指定対象期間が4ヶ月間の43団体が、本年10月以降の指定を受けようとする場合には、本年7月に、次の対象期間（1年）の指定に係る申出書を提出する必要がある。

いずれの場合であっても、指定前における募集の取組状況等各指定基準に適合しているものだったかどうか等を確認の上指定を行うこととなるため、各地方団体におかれては、自団体が行う募集の方法や取り扱う返礼品の内容について、常に、厳しく、基準への適合性を確認いただきたい。

(2)制度の健全な発展に向けて

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、それぞれの地域でさらにふるさと納税が有効に活用されるためには、大きく二つの視点が重要だと考えられている。

一つ目は、ふるさと納税の使い道を地域の実情に応じて工夫し、ふるさと納税を活用して実施する事業の趣旨や内容、成果を出来る限り明確にすることである。すでに、クラウドファンディング型（個別のプロジェクトについて目標金額・募集期間等を定めて寄附を募るもの）のふるさと納税として事業の趣旨や内容をわかりやすく示して募集し、納税者の共感を呼ぶ事例が生まれている。

二つ目は、ふるさと納税を行った方と継続的なつながりを持つことである。地方団体の中には、ふるさと納税を行った方に、まちづくりへの意見募集や行事の案内を行うほか、ふるさと納税を行った方を招いて交流会を開催するなどの取組が実施されている。ふるさと納税を契機とした関わりを大切にすることで、交流人口の増加、ひいては将来の移住定住にもつながることを見込むことができる。

今回の指定制度の創設を一つの契機として、国民の皆様と全国の地方団体の皆様のご理解を得ながら、ふるさと納税制度が健全に発展していくことを期待している。

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 ●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが団体協約を締結し、実施しているものです。
●団体扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。
このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

[SJNK17-16682(2017.12.28作成)]

政 策

ふるさと納税制度の見直しについて

資料 1

改正前

○地方団体への寄附は、
全てふるさと納税の対象

- ・「寄附額—2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能

返礼品競争の過熱

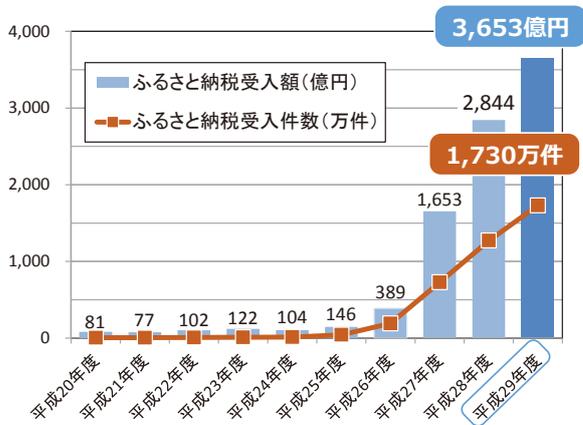
H29、H30の2度にわたる
総務大臣通知において
良識ある対応を要請

制度の健全な
発展を図る必要

法律改正後（令和元年6月1日施行）

- ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

○受入額及び受入件数の推移（単位：億円、万件）



○総務大臣による指定の基準

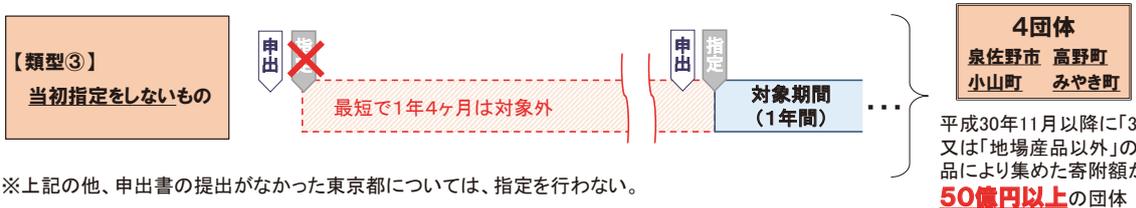
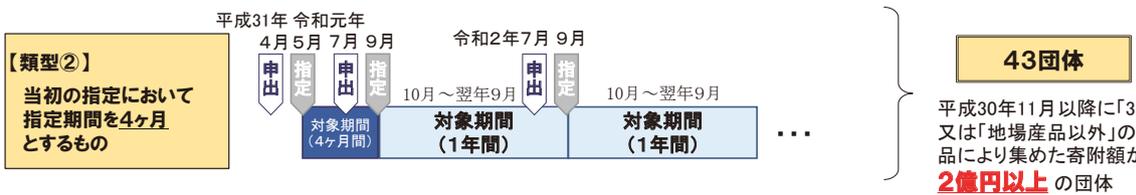
- 基準① 募集適正実施基準**
 - ① 制度趣旨に沿った募集の方法
 - ② 経費総額5割以下
 - ③ ルール外の方法により著しく多額の寄附金を受領していない
- 基準② 返礼割合3割以下基準**
- 基準③ 地場産品基準**

※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて、各基準に適合した募集を行う必要
⇒基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときには、指定を取消し

指定の3類型

資料 2

○ 指定制度の施行日（令和元年6月1日）以降にふるさと納税の対象となる地方団体を令和元年5月14日に総務大臣が指定。



※上記の他、申出書の提出がなかった東京都については、指定を行わない。

道の駅保田小学校の外観

現地レポート

町村独自のまちづくり



廃校の学舎を都市と農村の交流拠点に
遊休施設の利活用

千葉県

鋸南町

鋸南町の概要

鋸南町は、千葉県・房総半島の南西部安房郡に位置し、北に富津市、南に南房総市、東に鴨川市が隣接し、西は東京湾に面しています。面積は45・19㎦で海岸線近くまで山が迫っており、町の大部分が山間部となっています。北には「日本一の大仏」や「地獄のぞき」で有名な日本寺のある標高329mの鋸山がそびえており、この鋸山の南に位置することが「鋸南」という町の名称の由来ともなっています。

町の主要産業は農・水産業と観光業であり、農業では特に食用ナバナと花卉栽培が盛んです。特に日本水仙については「日本三大群生地」の一つといふこともあり、12月から2月上旬まで町内のいたるところで水仙の芳香が漂います。さらに「日本一の桜の名所」

取組の背景、経緯

を目指し、町民一丸となって頼朝桜（河津桜）をはじめ、様々な桜の植栽に力を入れ、現在町内全域で約1万8千本もの桜が植栽されており、春を先取りする2月から4月下旬まで楽しめます。加えて、「見返り美人」で有名な浮世絵の祖、菱川師宣の生誕の地であり、小林一茶、夏目漱石ら歴史上の文人たちも愛した文化の里でもあります。アクセスとしては、JR内房線、国道127号線、富津館山道路が南北に走り、東京方面からは東京湾アクアラインを経由して車で約90分であり、年間を通じて広く首都圏から観光客を集めています。

全国の自治体と同様に鋸南町も人口減少と少子高齢化が進んでいます。平成初期の人口は、平成2年の国勢調査



フォーラム

取組の内容

時には11、696人、子どもの年間出生数が72人でしたが、平成31年1月1日現在では7、879人、子どもの出生数は30人未満となっています。平成27年度の国勢調査時には人口減少率が10・3%と県下1位、高齢化率は43・45%と県下2位の高さとなりました。このため、主要産業である農・水産業従事者の高齢化と後継者不足は顕著であり、深刻な課題となっています。

加えて、平成の大合併の際には、自主自律(立)という大きな決断をしました。このような状況から、公共施設の統廃合についてもいち早く協議を始め、特に教育施設については、町内に3校あった小学校を平成26年3月までに1校に集約する計画を進めてきました。しかし、地域コミュニティの場、避難所など多様な顔を持つ学校がなくなるということは、その喪失感から地域の活力の減退を生み、それが町全体へ波及して町全体の元気がなくなってしまうのではという危機感がありました。そこで、町に人と仕事を呼び込む「市民のステージ」をつくり、地域を元気にするため、また、廃校を活用して新たな交流の場をつくることを目標に新交流拠点、「都市交流施設整備事業」が動き出しました。



▲小学校時代の保田小学校

小学校跡地の活用案については、高い高齢化率から「介護施設や高齢者住宅をつくった方が良い」や、「校舎を壊して商業施設をつくった方が良い」など各種意見が出されました。どの案も町の課題解決のために必要なものですが、自律(立)を選択した鋸南町の起死回生の一大事業という位置づけから、「守り」ではなく外から人を呼び込む「攻め」の姿勢で、新交流拠点をつくるということになりました。

この方向性を決めるにあたっては、町民からのアイデアがきっかけとなりました。その内容は、学校施設跡地の有効活用についてのアイデアで、町の総合計画の策定にあたり、様々な行政課題に対し町民から自由な意見を取り入れるために設置された「策定懇話会」

の中で提案されました。小学校の統廃合については、3校あった保田小、勝山小、佐久間小の内、平成20年に勝山小と佐久間小は統合して勝山小となり、残りは保田小と勝山小の統合でした。どちらを利活用するかについては、交流拠点という性質から住宅地にある勝山小より、富津館山道路のインターチェンジからすぐ近く(200m)であり、東の鴨川市に抜ける主要地方道鴨川保田線に接している保田小の方が、交通の要所に位置しており地理的に有利である点や、大規模改修により耐震化がされており、校舎を使うことができるという点から保田小を活用するということになりました。校舎をそのまま使うことについては、使い勝手の面などで反対意見もありましたが、毎年全国各地で何か所も新しい「道の駅」やショッピングモールなどの商業施設が誕生している中で、人口1万人を下回る小さな町が他と同じようなものをつくれれば、最初は良くてもすぐに埋もれてしまうのではないかとということ、他の人がやらない目新しさを求めるという視点が校舎を活用するという方向性の後押しになりました。

全体の整備費用としては、約13億円となりました。財源については、農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(当時)を主に、国、県に各種補助をいただいた結果、町の負担としては約5億円となりました。

施設の方向性が決まり、財源のめども立ったとなれば、次は建物の設計・工事です。設計については、小学校の校舎を活用するにあたり、「校舎を残す」、「防災機能を残す」ことを条件に全国からアイデアを募りました。しかし、「鋸南町」という漢字を見ただけでは読めない、またどこにあるかわからないような小さな町が全国にアイデアを募ると言っても、どうやって全国の設計者の方々に手を挙げようと思ってもらえるかが課題でした。そこで、著名な建築家の方々に審査員に迎えての公募を行いました。これが想像以上の反響を呼び、全国から37者の応募があり、どれも素晴らしい提案で、小さな町の事業に大きな関心を抱いていただいたことに驚き、感謝しました。



▲公開プロポーザルの様子

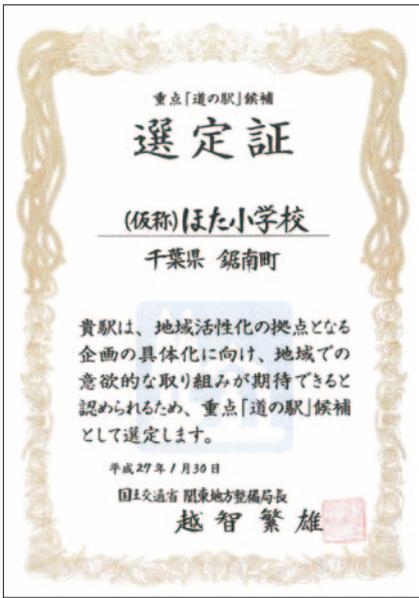
このため、急きよ一次審査を通過した6者の二次審査を、町の公民館にて公開プロポーザル方式で行うことになりました。これにより、町民の方々の関心も高まり、町外に対しても本事業が注目されるきっかけにもなりました。審査の結果、学校の雰囲気を残しつつ、新たな防災拠点の提案をされた「A.S.A.設計共同体（5大学「早稲田・法政・工学院・横浜国立・日本女子」4事務所）を選定しました。主な提案内容としては、校舎2階の教室を緊急時には避難所に転用できる宿泊室として、体育館は地元の野菜、花などの特産品を揃える直売所として活用するなど、随所に小学校の面影を残すものとした。



▲教室を活用した簡易宿泊室

アスベストが発見されたものの撤去する予算がないなど、他にも様々な問題により工期は遅れ、開業は当初予定より約8か月遅れました。

施設の整備を進めると並行して、「道の駅」の登録にも動き出しました。



▶(仮称) ほた小学校(重点「道の駅」候補選定証)

貴校は、地域活性化の拠点となる企画の具体化に向け、地域での意欲的な取り組みが期待できると認められるため、重点「道の駅」候補として選定します。

平成27年7月30日

国土交通省 関東地方整備局長

越智 繁雄

すでに町内には「道の駅」きよなんがあり、保田小学校が「道の駅」登録となると間隔が2.2kmと当時日本一短い距離とのことでしたが、宿泊等で差別化を図ることに、千葉県内で26番目の「道の駅」として登録、さらに重点「道の駅」候補にも選定されました。

実は、「道の駅」の申請時には「道の駅」の名称は決まっておらず、(仮称)ほた小学校として申請手続きがされていました。施設名称を決定するにあたっては、「公募すべきだ」という声があったりもしましたが、小学校の校舎をそのまま使っているのだから名前も漢字もそのまま「保田小学校」が自然なのでは？となりました。しかし、そもそも「小学校」という名前を教育施設以外に使用して良いのか？という疑問が出てきます。国交省に問い合わせると、基本的に国交省は申請されればその名称で受理するが、前例がないため文科省の見解が必要とのことでした。結果として、保田小学校は教育施設で



▲随所に残る小学校の雰囲気



▲テナントで食べられる給食メニュー

はなくなっているのが違法ではないとのこと、晴れて「鋸南町都市交流施設・道の駅保田小学校」となりました。施設の特徴的なところは、2階建ての校舎の2階に、教室を前後に分割し2部屋とした簡易宿泊室が計10部屋あり、災害発生時には簡仕切りのある避難所として活用できることです。小学校時代には無かった太陽光発電設備と蓄電池、非常用電源としての自家発電機を設置して防災機能を強化しました。校舎前面には町民、交流客の方々のたまり場として使える「まちの縁側」を増築し、災害時には450名を収容可能です。

そして最大の特徴は、施設全体を通して「学校の雰囲気」を随所に残していることです。教室は黒板やランドセ

フォーラム

ルを入れるロッカーを残し、理科の実験器具などの教育備品を展示し、学習机や椅子も再利用しています。公立の小学校の備品を再利用することで、コストの削減になるだけではなく、全国のごこの方が来られても懐かしさを感じることができ、施設の魅力UPの効果が出ています。体育館は直売所「里山市場きよなん菜市」となりました。この愛称は町内の公募により決定しました。直売所へは町内の農家さんを中心に組織される出荷組合により、新鮮な野菜や花が出荷されています。また、地元の業者さんも弁当やお菓子などの加工品を出品しています。校舎棟1階



▲大勢のお客さまで賑わう

には地元の飲食店を中心としたテナントが入居しており、給食メニューが楽しめます。

現状と今後の課題

当初の客数、売上は目標は既設の町内の観光施設をベンチマークに、客数27万人、売上2億7千万円と設定しましたが、施設名称などの目新しさから開業日当日より、テレビ、新聞の各種メディアに取り上げていただいたこともあり、売上額は目標数値を半年で達成して1年間で6億円、レジ通過客数は30万人、来場者推定は60万人超と目標を大幅に超え、オープン景気後の現在もこの数値を維持しています。また、施設の効果としては、雇用者数が約50名、出荷組合の会員数が約2,000名、町内業者数約20社と多くの方々がこの施設を活用しており、地域の活性化につながっています。さらに、「鋸南町」「保田」という地名が全国に広がりました。

今後は、保田小学校に隣接した旧鋸南幼稚園跡地、プール跡地等の未活用周辺の施設もあるため、周辺整備も進めながらリピーター来校をしていただける方々が増えるよう、ハード面、ソフト面共に発展をつづけ、その中から鋸南町に住む方々が増えてくるように取り組んでいきたいと考えています。

鋸南町地域振興課まちづくり推進室

新任都道府県町村会長の略歴

和歌山県町村会は令和元年5月24日の定期総会で次の通り会長を選出した。(5月24日就任)

和歌山県町村会
長
日高郡みなべ町長

小谷 芳正
こたに よしまさ
昭和24年9月18日



【住所】日高郡みなべ町筋776

【町村長としての当選回数】3回

【町村長に就任するまでの経歴】▽

昭和43年3月1日南部川村役場職員

▽平成6年4月1日南部川村総務課

長▽平成16年10月1日みなべ町参

事・企画管財課長▽平成17年4月1

日みなべ町助役▽平成19年4月1日

みなべ町副町長

【町村会関係の経歴】▽平成25年5

月17日〜平成27年5月12日和歌山県

町村会理事▽平成27年5月12日〜平

成29年5月15日和歌山県町村会副会

長▽令和元年5月24日〜和歌山県町

村会長

【主な業績】▽「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定▽津波避難センター建設▽高齢者運転免許証自主返納支援事業▽子ども医療費無料化(18歳まで)▽第3子以降子育て応援(学校給食費助成)事業▽上南部こども園を開園▽学童保育所の充実(上南部学童保育所の開設、小学4〜6年生の受け入れ)▽「梅の里トレイルラン大会」を開催

【趣味】海釣り

【家族】妻

◎ 町村週報ご購読のご案内 ◎

「町村週報」を毎月ご自宅や職場にお届けいたします。ご購入を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール(kouhou@zck.or.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円(送料込み)

★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

町村

ご当地キャラじまん

Vol.49

中ブロック

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からピックアップ。



立山町観光宣伝隊長



氷河期の時代のとある4月16日生まれ。現在2万7歳のおじいさん。純粋な心の持ち主で、孫娘の「らいらい」が可愛くてしかたがない。立山・室堂近くの「雲鳥沢」に住んでいて、立山のパトロールが日課

富山県立山町

北アルプスに生息する「ライチョウ」をモチーフにしたキャラクター。大学生が立山町に施策を提案する「立山町インターレレッジコンペティション2012」において、マスコットキャラクター作成の提案があったことがきっかけとなり誕生しました。帽子は立山を象っていて、背中に背負っている黄色いリュックには、登山客のために救急グッズが入っているのだとか。2013年に町の観光宣伝隊長に任命されてからは、町外でのPR活動にも積極的に出かけたり、SNSを使って町の魅力や情報を発信中。「わし」の一人称で語尾に「じゃ」とつけ、富山弁も交えながら更新しているフェイスブックは、美しい自然を撮影した写真を多く掲載し、インバウンド向けに英語や中国語でも解説。氷河期から立山町を静かに見守ってきた「らいらい」ならではの目線で、立山愛にあふれる観光PRを展開しています。

明和町マスコットキャラクター

三重県明和町



ダンスが得意な永遠の、女の子。のんびりしているが好奇心旺盛でやんちゃな面もある。人からやほやされるのが大好き。自分を「わらわ」、相手を「おにや」「そなた」と呼ぶ雅な言葉遣いを愛する。

2010年に公募をし、翌年に600を超える応募総数の中から役場職員や観光関連団体の投票を経て、さらに町民投票によってデザインを選出。名前も公募により決定し、誕生したマスコットキャラクター。天武天皇の時代に、天皇に代わって伊勢神宮の天照大神に仕えたといわれる斎王を、そのお住まいである斎宮のそばですと見ていたノハナシウブが、斎王に憧れるあまりにお姫様の姿になったのが「めい姫」だといわれています。2015年には、テーマソング「ユーめい姫ドリーム」が誕生し、イベント等でダンス付きでお披露目することもある。また、老若男女に人気です。また、町のお土産コンテストの中から「めい姫の十二単パウム」が商品化されたり、LINEスタンプが何種類も発売されたりと、「めい姫」は町の活性化に大変貢献しています。

香美町マスコットキャラクター

兵庫県香美町



10月4日生まれ。元気いっぱい、好奇心いっぱいいな男の子。チャームポイントは、町内の楽しい情報や美味しい情報をキャッチできる。サイのツノ。カニ刺しと但馬牛(たじまきゅう)ハンバーグが好物

香美町内における山陰海岸ジオパークのジオサイトをはじめ、大地がもたらした暮らしや文化、歴史、特産品の魅力を広くPRするとともに、ふるさとに愛着が持てるひとづくり、まちづくりを推進するためのシンボルとなる町のキャラクターを創出しようとしてキャラクターデザインを公募し、誕生した「ジオンくん」。大型ほ乳類の足跡化石の代表「サイ」とジオサイト・鎧の袖の「鎧」をモチーフにしています。頭は「山」、豊かな森や棚田、上半身は「川、海」、足は「大地、地層」を表現。ツノには山陰海岸ジオパークのロゴマークと同じ配色が施されています。毎年11月開催の「但馬まるごと感動市」や今年25周年を迎えた但馬空港でのイベントなど、町内のイベントには積極的に参加。そして、町内の見どころ、食べどころなど、新たな魅力を発見しようという日々ジオスポットの探索に励んでいます。

今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からご紹介します

随 想



随 想

ふる里の来し方と
あした
明日を見つめて

かわち さい が まさ みつ
茨城県河内町長 雑 賀 正 光

穂平線の見える町

その昔、利根川の河川敷だった河内町を含むこの地域は、無数の氾濫に見舞われる水害常習地帯であった。しかし、この氾濫が肥沃で平坦な、稲作には格好の大地をもたらす結果となった。人々は堤防を築き、干拓をするなどして水を征し、田畑を広げ耕してきた。

町内には、いくつもの沼地と水田の中に建っている小さな神社―水神社―がある。沼地は度重なる洪水の

名残りであり、水神社はかつての水との闘いを物語っている。悠々と流れる利根川の堤防に立ち、それらを見てみると、この地域の歴史の一端を垣間見る思いがする。

江戸時代、利根川沿岸には多くの河岸があり、河岸は船の往来とともに多くの旅人や積み荷で賑わった。この頃すでに「江戸の台所」と評判になっていた当地域で収穫された米は、この河岸から江戸に運ばれた。

また、江戸時代を代表する俳人小林一茶は、船を使って頻繁に当町を訪れていた。一茶は田川地区の長百姓であり俳人でもあった岩橋一白と親交があり、岩橋家を何度も訪れていた。

もたいなや
昏寝して聞
田うえ唄

この句は、一茶が河内の地で詠んだものである。

当地域は、明治の時代になっても洪水に見舞われはしたが、利根川の護岸工事が進むに従い、豊かな穀倉地帯へと生まれ変わっていった。戦後は土地改良事業を積極的に取り入れ基盤整備を進めた結果、我が国の高度経済成長期とも重なって河内町は関東でも有数の早場米産地として力よく発展していった。農家は米さえ作っていれば、心配することは何もなかった。

国の食糧政策の転換などで米作り

の「旨み」が薄れ、また、後継者不足が懸念される今日でも、当町の面積の60%は農地であり、農地の実に90%以上が水田である。そして秋ともなれば、黄金に色づいた稲穂が水平線の彼方まで波を打つ、そんな町が私のふる里である。

春はメダカの泳ぐ小川でザリガニを捕り、夏はマコモの匂う沼で水遊びに興じる。秋は赤トンボの群れなす青空を眺め、冬は霜柱を踏みしめて野面を駆け回る。一言でいうならそんな腕白を繰り返しながら私は成長していった。中学生になり柔道を始めた私は、高校、大学と柔道に打ち込んだ。今年、茨城県で国体が開催されるが、選手として国体に出場したことがある私は、国体と聞くと青畳と汗の匂いと共に熱い血潮がよみがえってくる。

そして平成25年、57歳の時に町を良くしたい、ふる里のために汗を流したいと、あの頃の血潮にも負けない熱い思いをもって町長に立候補し、町のために働くことになった。

「河内の心」を大切に

全国の自治体は、行先の不透明な社会問題に直面している。少子化による人口減少と高齢化社会への対応である。また、自治体は各々の個性を打ち出し、知恵を出し合って政策を展開していくことが求められる時代である。

バブル経済真つたた中の昭和63年から平成元年にかけて、地域振興のために各自治体に一律に1億円を交付した「ふるさと創生事業」というのがあった。当時の竹下首相は、無駄遣いではないかという質問に「これによってその地域の知恵と力が分かる」と答えたという逸話が残っている。財政的に余裕のあった時代でも地域づくりには知恵と工夫が求められていたのである。

これからは、知恵を出し合うことは言うに及ばず、前例にとらわれない柔軟な発想で自治体の持っている「強み」を追い風に、「弱み」を克服しながら果敢に挑戦する心構えで地域づくりに取り組んでいかなければ自治体は生き残れないだろう。

河内町は東京の中心地から直線で50km、筑波研究学園都市へは30km、成田国際空港へは20kmの茨城県の最南端に位置している。風にそよぐ青田と悠久の流れをとどめる利根川は、今も私たちの心に豊かな恵みを与えてくれる。夏には突き抜ける青空の中に筑波山を、冬ともなれば夕焼けの彼方に富士山を望む田園風景は、今も変わらぬ本町の姿である。

これからも先人たちが積み重ねてきた歴史、文化といった遺産や守ってきた「河内の心」を大切にして、次の世代に誇りをもってバトンを渡すことのできる「ふる里」を創っていききたい。

サマージャンボ

7億円

1等前後賞合わせて7億円
1等5億円
前後賞各1億円

祝・「令和」最初の夏!
2つのサマーで運開き!

当せんの
チャンス広がる

サマージャンボミニ

5千万円

1等前後賞合わせて5000万円
1等3000万円
前後賞各1000万円

近くに宝くじ売場がなくてもネットで購入できるよ!

令和

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

宝くじ公式サイト

7月2日(火) 同時発売 各1枚300円

一般財団法人 全国市町村振興協会

発売期間 7月2日(火)~8月2日(金) 抽せん日 8月14日(水) 2019年市町村振興宝くじ